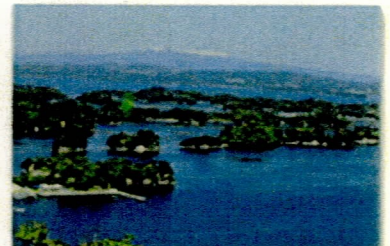




あの日を忘れずともに未来へ

～東松島一心～

東日本大震災の対応と復旧・復興について



宮城県東松島市

【1】東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震(深さ約 24km マグニチュード 9.0)で東松島市は震度6強を記録。地震によって大規模な津波が発生し、東松島市野蒜(のびる)地区では 15 時 40 分頃に 10.35m の高さの津波が観測され東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。

【2】東松島市の概要

【面積】101.86km²(津波浸水面積37km² 36% 市街地浸水 8km² 65%)

【人口・世帯数】

平成 23 年 2 月末日現在 43,142 人 15,080 世帯

平成 23 年 12 月末日現在 40,722 人(△2,420 人)

14,680 世帯(△400 世帯)

【基幹産業】農業(米、野菜等)、水産業(カキ、海苔等)

(1)全体被害状況

①地震の規模等

- ・発生日時 平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時 46 分 18.1 秒
- ・震央地名 三陸沖 牡鹿半島の東 約 130 km
- ・震源の深さ 24 km
- ・規模 マグニチュード 9.0
- ・本市震度 震度 6 強 県北 震度 7
- ・津波 野蒜海岸 浸水高 10.35m
大曲浜 " 5.77m
- ・浸水面積 東松島市全体面積 102k m²のうち 37k m²浸水(36%)
内住宅用地(市街地)12k m²のうち 8k m²浸水(65%)



②人的被害(平成 24 年 9 月 25 日現在)

- ・死者(東松島市民) 1,094 人(市外での死者含む)
- ・行方不明者 29 人
- ・東松島市内での遺体収容数 1,063 人
(内 東松島市民 954 人、市民以外 101 人、身元不明遺体 8 人)
- ・平成 23 年 3 月 11 日現在住民基本台帳登録数 43,225 人(約 2.5%)

③家屋(平成 24 年 6 月 1 日現在)

■罹災証明発行件数

(単位:棟)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
棟数	5,499	3,054	2,501	3,510	14,564

※全壊棟数の内(流失 1,266 棟、全壊 4,233 棟)

平成 23 年 3 月 1 日現在世帯数 15,080 世帯 (半壊以上 73.3%)

④ 公共施設の被害

平成 24 年 1 月 1 日現在(単位:百万円)

種 類	被害金額
公共施設(庁舎等)	986
市道・橋梁等施設	10,007
下水道施設	7,448
教育施設	9,264
福祉施設	1,223
保健施設	21
農林水産施設	36,361
観光施設	357
情報施設	390
防災施設	814
合 計	66,871

■ 全体被害額 668億7千1百万円(被害調査継続中)

【3】 発災から災害対策本部長(市長)及び本部並び職員の対応

(1) 災害対策本部状況(構成、開催時間、設置期間、内容)

期 間	開催時間	開催回数
発災後(11 日から 12 日午後 5 時)	随 時	
3 月 13 日～3 月 15 日	午前 6 時、午後 1 時、午後 6 時	3 回
3 月 16 日～3 月 22 日	午前 6 時、午後 6 時	2 回
3 月 23 日～4 月 17 日	午前 7 時、午後 6 時	2 回
4 月 18 日～6 月 18 日	午後 6 時	1 回

※本部構成は市役所本部員(災対各部長、関係課長)、陸上自衛隊、航空自衛隊、石巻警察署、矢本消防署、市消防団、宮城県職員、国土交通省(リエゾン・テックホース)ライフライン関係機関(広域水道、東北電力、NTT)、市建設業協会、オブザーバー出席(市議会議長、地元県議会議員)

- ・災害対策本部から震災復興本部へ震災から 100 日目 6 月 19 日～震災復興本部へ移行
- ・復興政策部の設置(復興政策課、復興都市計画課、市民協働課)

(2) 本部長(市長)としての行動 ～毎日が事案対応における決断の連続～

① 災害対策本部から基本的に離れない(情報整理と対応の決断と指示)

毎日、分刻みで刻々と入ってくる情報の整理、対応の決断と指示

(対策本部各部指示、関係機関との調整)

① 当初の避難所巡回及び避難所における市民要望は副本部長(副市长)に一任

(あえてそういう対応をとったが、市民からは「市長の姿が見えない」との不満の声もあがった)

②想定を超える遺体収容者の対応

- ・遺体安置所の設置（市体育館、県立高校体育館等）要請
- ・市内葬儀社の被害により市職員直営による遺体管理指示
- ・土葬の決断と仮埋葬所の決定と地元交渉
- ・急遽の市営墓地指定（埋葬法）
- ・改葬までの市全額負担の決断（2年以内に改葬し遺骨で遺族へ）
- ・土葬選択の遺族への説得

③緊急車両の通行確保による人命救助・行方不明者捜索と遺体収容におけるガレキ撤去

公共スペース道路の確保及び私的財産の強制撤去（道路等に散乱する自動車、建物等の撤去）指示（裁判も辞さない覚悟）

④一般災害ガレキ撤去集積箇所の決断

- ・公共確保のためのガレキ撤去と一般ガレキ撤去の箇所の振り分け
- ・分別撤去と投棄地区、日時の徹底指示
（平成15年宮城県北部連続地震の教訓を最大限活用）

⑤毎月の組織体制整備と職員の人事異動

- ・既存の防災計画での各部事務分掌では対応不可と判断
（想像を超えた被害実態により組織及び配置人員の組み換え）

⑥災害協定（民間各種団体支援）者も自らの被災と道路網の途絶、燃料不足により物資支援の新たな提供先の確保対応

②上空からの視察により被害全体像の把握と決断

- ①仮設住宅の設置個数及び設置場所の決断
- ②集団移転による新まちづくりの決断
- ③災害ガレキ置き場の決定

③本部長自ら市民へ防災無線による呼びかけと激励（1日3回）

- ①毎日の本部決定状況及び被災状況のお知らせと比較的被害の軽微地区への食料等支援物資の提供の呼びかけ
- ②被災市民への激励（不便な生活を強いられる意味も含めて）

④国（内閣府、財務省、国交省、防衛省等）への毎日の情報提供と要請（ホットライン）及び関係国会議員、全国市長会との連絡調整

- ①激甚災害法、災害救助法、被災者生活再建支援法の運用と解釈がこれまでの被害実態とかけ離れているためより弾力的な運用の要請（具体的には仮設住宅の入居期間延長、生活再建支援の申請期日の大幅延長、民間アパートの仮設住宅対応、住宅応急修理制度、被災判定等）
- ②一般財源である住民税、固定資産税が課税できない（被害により減免）ことにより、23年度分地方交付税、特別交付税の前倒し交付要請（被災後1週間目）
- ③合併特例債の期間延長（合併後10年→15年）要請
- ④集団移転に伴う被災土地の国による買い取り要請（集団移転を推進）

【4】市職員の行動

- ・市役所それぞれの部署に全職員宿泊、市長、副市長も約2か月市役所内宿泊
- ・独自の食料の調達（山形県まで若い職員が食料買出し）
- ・市給食センターで女子職員炊き出しの準備（おにぎり約10,000個）
- ・支援物資の深夜到着への対応
- ・支援物資保管場所の選択
- ・職員の被害状況確認（職員全員無事の確認がとれたのは5日後）
 - ▶家族の安否も問わず災害対応（15人の職員の肉親21人犠牲）
- ・職員のメンタル対応
 - ▶1か月以上の長期休暇者2人（過重労働、心身不調）
 - ▶PTSDへの対応 全職員へアンケート
 - ▶14人 臨床心理士によるカウンセリング実施

【5】人命救助及び行方不明者捜索状況

■捜索状況（平成24年9月6日現在）

市内遺体収容者数	1,063人	行方不明者数	29人
身元不明遺骨数	8体		
捜索場所	津波被害市内一円 北上運河、東名運河集中捜索（運河開設（明治初期）以来初めての排水）		
関係団体との連携	自衛隊、警察、消防、消防団、国土交通省、東北電力、水道企業団、建設業協会等		

※6月18日：震災100日目の慰霊祭（松島基地飛行機格納庫）3,500人参列

9月27日：行方不明者家族説明会 88人

3月11日：震災1年目慰霊祭（松島基地飛行機格納庫）3,000人参列

■行方不明者捜索活動（平成24年2月29日まで）

【出勤延べ人数】

活動団体	人数	活動期間
陸上自衛隊	32,150人	平成23年6月10日まで
航空自衛隊	8,851人	平成24年2月29日まで
警察	12,061人	
広域消防	4,370人	平成24年2月29日まで
市消防団	7,811人	平成23年7月31日まで
合計	65,243人	（以後、通常体制で捜索）
宮城海上保安部	1,800隻	（継続中）

■自衛隊による民生支援

支援内容	数量	期間
給水活動	3,830t	
焚き出し	154,958 食	62 日間
入浴・沐浴	33,054 人	
物資輸送	286t	87 日間
医療支援	3,572 人利用	87 日間

■消防署及び消防団の活動状況

- ・矢本消防署鳴瀬支所の全壊(設備含む)
- ・関係機関との連携
- ・団員のメンタルケアに関するチラシ配布

【相談された団員には専門家(県精神保健福祉センター)への紹介】

■消防団員の殉職者数

役 職	人数
分団長	1 人
副分団長	2 人
班長	2 人
団員	3 人
計	8 人

【6】ご遺体の埋葬・仮安置関係

- ・ご遺体安置所：4 か所（市民体育館、県立高校体育館 2 校、小野地区体育館）
- ・仮埋葬所：急遽市営墓地の設定、河南地区衛生処理組合跡地
- ・土葬の選択の経緯

※被災地拾得物：現金、金庫、位牌、アルバム、写真、高級バック等

【7】避難所開設状況

■避難所内訳

避難所詳細	箇所数
公共施設避難所	49 か所
学校避難所	16 か所
福祉避難所	16 か所
民間避難所	10 か所
その他避難所(寺院等)	4 か所
市外指定避難所	5 か所
病院避難所	3 か所
計	103 か所

※自治会等への食事提供箇所 21 か所

※ピーク時避難者数 15,185 人(平成 23 年 3 月 16 日)

※すべての避難所 平成 23 年 8 月 31 日で閉鎖

■情報共有

- ・防災無線移動局での情報共有(1波アナログ回線)
各学校、市民センター、2 病院には職員と移動無線局設置
- ・本部からの情報共有および避難所救急事態に対応
- ・反省は市民に都合が悪い情報も共有

■食事、物資の提供状況

- ・3 週間は支援食料(パン、おにぎり、飲み物等)、3 月末から山形県の弁当組合と契約
- ・毎日 15,000 食配送 150,000 食
- ・徐々に復旧、仙台市内、市内食堂組合にシフト(震災で被害のため営業遅れる)

【8】福祉施設等の被災状況

■保育所の被災状況

- 市立保育所・・・10 保育所中、7 保育所が津波被害(4 保育所が全壊)
※全壊の保育所は、統合等を実施して代替施設で保育を実施
- 保育所児童の犠牲者・・・11 人(保護者が迎えに来た後の犠牲)

■震災による遺児、孤児(※全員、親族里親へ)

	遺児	孤児
未就学	17 人	—
小学生	20 人	3 人
中学生	17 人	—
高校生等	26 人	1 人
計	80 人	4 人

■老人介護施設等の被災状況

- 特別養護老人ホーム・・・3 施設中、2 施設が津波被害(全壊 1 施設)
※震災後の生活環境の変化等により入所希望が増加したが、入居基準の特例措置(定員を超えての入所)により、施設に入所依頼
- 認知症高齢者グループホーム・・・5 施設中、3 施設が津波被害(全壊 2 施設)
※1施設は移転(暫定)して仮設プレハブで再開
- デイサービスセンター・・・4 施設が津波被害。1 施設が再開し、3 施設は休止
(うち 1 施設は移転整備中)

【9】保健医療施設の被災状況

■医療機関等(歯科、薬局を除く)の被災状況

- 病院・医院・・・19 医療機関(病院 2、医院 17)中、14 医療機関が津波被害あり
 - うち、2 医院が全壊(医師も死亡)
- * 全壊した野蒜地区への医療機関設置が課題となっている

■被災者への医療支援等

○救護所の開設

- ・市救護所・・・3月14日から3月19日までの6日間、市内の医療機関、薬局等の協力により、矢本保健相談センター内に開設。受診者数延べ881人。
- ・医療支援チームによる救護所・・・3月20日から5月6日まで日本赤十字社熊本県支部が鳴瀬総合支所に開設。(3月20日から3月26日まで特殊医療救護車両をJAいしのまき鳴瀬支店前に設営。以後鳴瀬総合支所前に仮設テント設営。)
受診者数延べ1,886人

○医療支援(避難所巡回診療)

- ・3月13日から6月30日まで赤十字病院、各自衛隊医療チーム、国立国際医療研究センター、国立病院機構ほか延べ704チームによる医療支援。受診者数延べ9,573人

○震災時の保健師等の対応

- ・津波被災者(低体温症、意識レベル低下者)の看護、重篤者の医療機関搬送
- ・被災者のうち軽症者の救護、市救護所診療補助
- ・矢本保健相談センター内に避難所設置(乳児、妊婦、感染症罹患児、高齢者受け入れ)
- ・避難所内の体調急変者、要支援者の情報収集、調整と対応
- ・人工透析患者を医療機関に送迎
- ・医療支援チームへの対応、避難所巡回診療の医療チームの確保・調整(こころのケアを含む)、避難所巡回診療に同行
- ・避難所健康管理リーダーと連携による健康管理(急変者対応、感染症対策、食中毒予防、薬品、生活物資等ニーズ把握し担当課に連絡調整)
- ・浸水地区全戸訪問「健康支援調査」実施 54行政区 7,804世帯 調査数 22,198人
- ・教職員、保育士等に対する心のケア研修会
- ・小中学校こころのケアアンケート調査、学校訪問
- ・仮設住宅入居者健康相談会
- ・仮設住宅入居者個別支援

【10】インフラ施設の被災状況

- 電気:復旧まで約2週間(津波被害のため)
- 電気10日以上、水道2週間以上 徐々に復旧 宮戸島は約3か月以上
電気契約数 22,574件 水道15,012件
- JR:矢本～松島不通状態(バスによる代替)高台へ路線変更
石巻～矢本間 ディーゼル列車により再開
- 電話:通常復旧 2週間
- 携帯電話 7日位

【11】産業施設の被災状況

- 浸水農地面積1,465ha(全体の農地面積3,070ha)除塩対策
- 被災排水機被害 18施設
- 漁港施設被害 6漁港 37施設

【12】災害ガレキの処理・被災家屋の解体

(1)分別とリサイクルについて

災害廃棄物仮置場において、14品目に分別仮置き

- ①木材 ②プラスチック ③タイヤ ④紙 ⑤布 ⑥畳 ⑦石 ⑧コンクリ類 ⑨家電
⑩家電4品目 ⑪鉄類 ⑫有害ゴミ ⑬処理困難物 ⑭土砂

(2)手選別による、19品目の分別

災害廃棄物仮置場において、19品目に分別仮置き

- ①土砂 ②ヘドロ ③解体系木材 ④自然木 ⑤コンクリート類 ⑥アスファルト殻
⑦石膏ボード ⑧プラスチック類 ⑨繊維類 ⑩畳 ⑪粗大系(ベッドマットレス等)
⑫金属類 ⑬家電 ⑭ガラス類 ⑮小型家電 ⑯消火器 ⑰油類 ⑱肥料 ⑲複合素材類

⇒リサイクルの実施及び処分費用の軽減のため、分別を徹底する

■発生推計量(平成24年8月1日現在)

災害廃棄物		土砂類	
可燃物	488,000t	住宅地	360,000 m ³
不燃物	1,080,000t	農地	1,440,000 m ³
計	1,568,000t	計	1,800,000 m ³

※1,568,000t は158年分に相当

■仮置き場搬入量

・災害廃棄物	・土砂類
1,438,534t(搬入率92.0%)	800,000 m ³ (搬入率44.4%)

■被災家屋の解体状況

申請件数	3,671件	解体件数	3,165件	進捗率	86.2%
------	--------	------	--------	-----	-------

【13】 ガソリン等の燃料の確保

- ・緊急車両の燃料確保
 - ▶市内のスタンドが停電と津波(国道45号沿い)のためすべて閉店
 - ▶原発事故のため流通がない
- ・市役所応急給油所(職員対応)
 - ▶危険物取扱者及び自衛隊員の応援
- ・松島基地からの漂着燃料の使用
 - ▶人命救助、遺体捜索のための公共道路等のガレキ撤去
- ・自衛隊からの供給

【14】 仮設住宅の建設とサポート体制について

■ 仮設住宅戸数(平成24年6月15日現在)

応急仮設住宅	1,753 戸
既設公営住宅転用(牛網別当、下浦、小松、鹿妻地区雇用促進)	93 戸
小計	1,846 戸
民間賃貸住宅応急仮設件数	1,273 戸
合計	3,119 戸

■ 福祉仮設住宅及び集会所建設戸数

グループホーム(戸)						集会所	
高齢		障害		合計		※談話室 も含む	うちケア 対応
棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数		
2	16	2	10	4	26	19	2

※ケア対応集会所: サポート機能付き集会所で、設備に浴室を追加

■ 被災者生活サポートセンター設置状況

- ・開設箇所: 4 か所(運営委託先: 東松島市社会福祉協議会)
- ・入居者等への生活相談体制
- ・離職者の現状と対策
 - ▶失業保険 石巻圏域で8,200人、東松島 約1,500人
 - 関係団体(宮城労働局、ハローワーク、商工会)と連携(求人情報提供)
- ・建設業会での雇用 ガレキ処理、交通誘導員、家屋撤去 約600人
- ・課題: 各種支援金、物資もあり労働意欲の低下も一部見受けられる

【15】支援物資の管理と供給

支援物資については、発災後3日目から届き始める。外部との連絡手段が遮断されていたため、トラックが到着時に支援物資が送られてきたことを知る状態での受け入れが続いた。

(1) 支援物資の対応

	発災後1か月まで	その後
受入	支援物資がいつ、どれだけの量が届くのか分からず24時間体制の受け入れ作業が続いた	必要物品の確認調整を行いながら、効率的な受け入れにシフト
管理	管理体制が一元化されておらず、一時保管場所も点在していた	物資管理体制を一元化し管理場所も市民体育館敷地内に集約(WFP食糧管理計画より大型テント8基提供)
配給	避難所毎に案分して届けていたが、毎日全ての品目が不足している状態 自宅避難者向けに路上での物資配給を行ったが公平に行き渡らなかった	在庫管理をしながら公平に物資が行き渡るように工夫 避難所及び自宅避難者ともに配給カード記録方式として公平性を確保
配送等	① 市役所での受け取り ② 公用車輛及び自衛隊車輛での配送	① 公用車輛での配送 ② 佐川急便へ委託 ③ 市民体育館での受け取り

(1)-2 支援物資一時保管場所

- ①東松島市民体育館②大塩地区体育館③農協倉庫④旧大塩公民館
⑤石巻青果市場⑥奥州物産(株) ⑦JA いしのまきカントリーエレベータ内
⑧民家ビニールハウス内⑨東松島市学校給食センター⑩航空自衛隊松島基地内倉庫⑪東松島市コミュニティセンター⑫株ミツワ紙工

(2) 物資保管量

時期	数量	
震災時	700t	震災当時全国からの物資が寄せられる
8月	400t	避難所への物資配給などおこなう
12月	250t	避難所閉鎖後はイベント等での配布
H24.6月	95t	現在は防災に向けた備蓄等に充てる

(3) 配送車両状況

- ・佐川急便による避難所への食糧配送業務は、避難所が閉鎖を迎える8月末まで続けられ、使用車両はのべ200台を超える
- ・避難所閉鎖や復興イベントなど多岐に渡る車両支援も含めると300台を超える

(4) 在宅避難者及び全市民向け物資配給(H23年8月以降の対応)

- ・復興イベントなどの際に市民に物資の引き渡し機会を創設
- ・数か月に一度、これまで届けられた支援物資の配給を市報などに記載し、公平公正な抽選のうえ引き渡しを行う

【16】ボランティア活動について

災害ボランティアセンター開設以前には、3月15日に秋田県秋田市の方が給水車を個人で持参して、給水活動を3月17日まで大曲地区の避難所にて行った。また、秋田の青年商工会議所ボランティアチームより食料数千食の提供があった。

平成23年3月19日に開設した災害ボランティアセンターでは、住民が自主的に復旧・復興できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧・復興を支援する為、全国各地のボランティアに支えられながら活動を行った。

■ボランティア活動件数実績

活動月	ニーズ(件)	V登録数(人)	活動件数(件)	備考
3月	500	903	283	・避難所支援
4月	1,009	5,411	1,079	・泥の除去作業
5月	545	12,318	2,500	(屋内、床下、庭、物置
6月	382	13,217	1,100	内、空き地、側溝など)
7月	248	11,610	855	・瓦礫撤去
8月	93	4,446	281	・床板はがし
9月	66	773	111	・家財の運び出し
10月	40	435	69	・引越し作業
11月	22	260	35	・お茶会
12月	5	108	22	・植栽活動など
1月	6	16	2	
2月	5	31	9	
3月	8	31	7	
合計	2,929	49,559	6,353	

※8月13日から生活復興支援センターとして活動

■災害ボランティアセンター設置期間

平成23年3月19日～8月12日

■運営スタッフ

社協関係者、自治体関係者、企業・NPO・団体関係者、個人ボランティア等
(開設当初12人～最大人数48人)

■運営体制

運営本部、ニーズ・依頼受付班、ボランティア受付班(個人・団体)、データ入力班、
マッチング班、資材・送迎班、サテライト班

【17】学校の被害および児童生徒の犠牲者数

- ・市内 14 校中、6 校浸水被害(内3校使用不能)
- ・鳴瀬二中:鳴瀬一中へ間借り
- ・野蒜小:鳴瀬庁舎 2・3 階へ間借りの後、社会福祉法人の土地へ仮設校舎
- ・浜市小:小野小へ間借り

■生徒・児童・園児犠牲者数

小学生	中学生	園児	計
24 人	8 人	1 人	33 人

※現在小学生 2 名行方不明

※学校では地震時在校していた児童・生徒全員無事確認、帰宅後や保護者に引渡し後に犠牲

- ・これまで大きな災害発生の場合、学校で児童生徒を保護し、その後保護者へ引渡ししていた。
- ・県内の多くの学校では、大規模地震や不審者出没時、台風などの自然災害発生時等に備え保護者引渡し訓練を実施していた。今回は、その想定を大きく上回るものであった。
- ・防災計画の見直しを実施し、今後は津波警報・注意報が解除になるまでは引渡さない。迎えに来た保護者も留まり共に避難する。自然災害における避難方法や避難場所など、学校・地域の実情に応じて見直しを実施する。

【18】東松島市公立学校災害状況

学校名	施設	被害の状況		
		被害状況	津波	概要
矢本東小学校	校舎	軽微	無し	ガラス、エキスパンションジョイント等の破損
	体育館	軽微	無し	天井、照明器具、収納庫の破損
	グラウンド	無し	無し	
矢本西小学校	校舎	軽微	無し	ガラス、エキスパンションジョイント等の破損
	体育館	有り	無し	床、土間コンの沈下
	グラウンド	無し	無し	
大曲小学校	校舎	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	グラウンド	有り	有り(甚大)	車輜、瓦礫、ヘドロの堆積
赤井小学校	校舎	軽微	無し	水道管、土間等の破損
	体育館	軽微	無し	ダケ、照明器具等の破損
	グラウンド	無し	有り	
赤井南小学校	校舎	有り	有り	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り	床下浸水、照明器具の破損、壁クラック
	グラウンド	有り	有り	

学校名	施設	被害の状況		
		被害状況	津波	概要
大塩小学校	校舎	軽微	無し	壁クラック
	体育館	軽微	無し	ガラス、水道管の破損
	グラウンド	無し	無し	
宮戸小学校	校舎	軽微	無し	壁クラック、建具の破損
	体育館	軽微	無し	
	グラウンド	無し	無し	
野蒜小学校	校舎	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	グラウンド	有り	有り(甚大)	車輛、瓦礫、ヘドロの堆積
小野小学校	校舎	軽微	有り	土間、側溝の破損 ガラス、給水管
	体育館	有り	有り	床、土間コンの沈下
	グラウンド	無し	有り	
浜市小学校	校舎	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	グラウンド	有り	有り(甚大)	車輛、瓦礫、ヘドロの堆積
矢本第一 中学校	校舎	軽微	無し	外構(土間、側溝等)の破損
	体育館	有り	無し	床、土間コンの沈下
	武道館	軽微	無し	ガラス、水道管の破損
	グラウンド	無し	無し	
矢本第二 中学校	校舎	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り(甚大)	建替え要
	武道館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	グラウンド	有り	有り(甚大)	車輛、瓦礫、ヘドロの堆積
鳴瀬第一 中学校	校舎	有り	無し	壁クラック、建具の破損
	体育館	有り	無し	床、土間コンの沈下、機械室建替え要
	武道館	軽微	無し	
	グラウンド	無し	無し	
鳴瀬第二 中学校	校舎	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	体育館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	武道館	有り	有り(甚大)	浸水による電気機械設備、建具、備品の破損
	グラウンド	有り	有り(甚大)	車輛、瓦礫、ヘドロの堆積
矢本中央 幼稚園	園舎	軽微	無し	ガラス、水道館破損
	園庭	軽微	無し	側溝段差

【19】東松島市社会体育施設災害状況

学校名	施設	被害の状況		
		被害状況	津波	概要
鷹来の森 運動公園	建物	軽微	無し	
	外構	有り	無し	舗装の沈下亀裂、インターロッキングの沈下
市民体育館	建物	有り	無し	天井・壁等の破損 鉄骨接合部の破損
	外構	有り	無し	舗装の沈下亀裂
赤井地区 体育館	建物	有り	有り	浸水による床、壁、建具、機械設備の破損
	外構	有り	有り	舗装の沈下亀裂
小野地区 体育館	建物	有り	有り	床下浸水、床の沈下
	外構	有り	有り	舗装の沈下亀裂、インターロッキングの沈下
矢本運動公園	建物(管理棟)	有り	有り	浸水による床、壁、建具、設備の破損
	建物(武道館)	有り	有り	浸水による床、壁、建具、設備の破損
	外構	有り	有り	屋外照明施設の水没による破損
	マレットゴルフ場	有り	有り	マレットゴルフ場に瓦礫、へど流入
	テニスコート	軽微	無し	
大曲地区 体育館	建物	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	外構	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
奥松島運動 公園	建物(体育館)	有り	有り(甚大)	1階部分浸水、電気機械設備、建具、備品の破損
	外構	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
	運動場	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
	野球場	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
	テニスコート	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
	マレットゴルフ場	有り	有り(甚大)	津波による施設の流出
コミュニティ センター	建物	有り	無し	ホール天井・壁等の破損、観覧席の破損
	外構	有り	無し	舗装の沈下亀裂、インターロッキングの沈下
図書館	建物	有り	無し	天井・壁等の破損
	外構	有り	無し	舗装の沈下亀裂、インターロッキングの沈下
奥松島縄文村	建物	有り	有り	天井・壁等の破損、浄化槽の破損
	外構	有り	有り	駐車場舗装の沈下亀裂

【20】市民センター等施設の被害状況

(1)市民センターの被災状況

市内には8つの市民センターがあり、平成21年度から住民で構成する地域自治組織が指定管理を受け、市民協働のまちづくりの拠点として運営を行ってきた。

震災による被害の少なかった市民センターを避難所として開設し、それらの市民センターの職員は避難所の運営支援を行った。一方、全壊した市民センターの職員は、地区センター等に開設された地域の避難所で運営支援を行った。

これらの避難所は人員不足のため市職員の常駐が困難であったため、市民センター職員が中心となって避難所運営を行い、住民の共助による地域自治組織の力が発揮されることとなり、これまでの市民協働のまちづくりの取組みへの姿勢が活かされた。

- ・全8施設中、6施設が津波被害(うち3施設が甚大な被害)を受け、残りの2施設も地震被害があった
- ・被害の少なかった5施設を避難所として開設し、多くの避難民を受け入れた
- ・平成23年9月から順次通常業務を開始した。全壊の施設については、代替施設(仮設市民センター)にて業務を開始した

(2)地区センター等の被災状況

- ・全64施設中、30施設が津波被害(うち10施設が甚大な被害)を受け、残りの23施設も地震被害があった
- ・ほとんどの施設を避難所として開設し、多くの避難民を受け入れた

※甚大な被害により市職員が不足する中、地域自治組織を中心とした協働により円滑に運営することができた

(3)蔵しっくパークの被災状況

- ・「ひと・まち交流館」「ふれ愛情報プラザ」の2施設で構成しており、両方が津波被害を受け、特に「ふれ愛情報プラザ」の被害は甚大であった
- ・「ひと・まち交流館」については、避難所として開設し、多くの避難民を受け入れた。蔵しっくパーク職員は避難所の運営を行い、平成23年8月から通常事業を再開した
- ・「ふれ愛情報プラザ」については、利用不能になるほどの甚大な被害を受けたが、蔵しっくパーク職員による懸命な復旧作業により、現在再開に向けての準備を整えているところであり、電気施設修繕工事と建物修繕工事が完工次第、再開する

【21】友好都市と災害協定

■東松島市災害支援等協定締結状況

協定者	協定名	協定の種類(概要)	締結月日
管内各市町長	広域石巻圏防災に関する相互応援協定書	相互応援	H8.9.6
宮城県知事・市長会長・町村会長	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	相互応援	H16.7.26
広域水道企業団・石巻広域管工事業協同組合	災害時における応急復旧活動等に関する協定書	応急給水・ 復旧活動	H18.3.27
石巻地区広域行政事務組合	防災行政無線局運用協定書	無線設備	H17.6.1
石巻地区広域行政事務組合	防災行政無線局同報系遠隔制御装置の運用に関する協定書	無線設備	H23.9.1
かんぼの宿 松島	災害における協力に関する協定書	避難場所・入浴・ 非常食	H17.6.1
宮城県知事	市町村等無線局管理に係る協定書	無線設備	H17.10.14
みやぎ生活協同組合	災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定書	生活物資調達	H18.3.14
北海道更別村	姉妹都市災害時相互応援協定書	相互応援	H18.7.1
国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所	北上川下流河川事務所管内における画像情報提供に関する協定書	画像情報提供	H19.3.15
仙台ココ・コーラボトリング(株)石巻営業所	災害時における飲料水等物資供給協力に関する協定書	生活物資調達	H19.3.15
石巻コミュニティ放送(株)	災害広報活動の協力に関する協定書	災害放送・ 広報活動	H19.3.24
NPO法人コメリ災害対策センター理事	災害時における物資供給に関する協定書	生活物資調達	H19.6.1
東松島市建設業協会	災害時における応急措置の協力に関する協定書	応急措置	H19.7.1
ロック開発(株)	災害時における支援協力に関する協定書	避難場所・ 水道・トイレ等	H19.7.26
株サンデー	災害時における支援協力に関する協定書	生活物資調達	H19.7.26
イオン(株)マックスバリュ事業本部東北事業部	災害時における支援協力に関する協定書	生活物資調達	H19.7.26
株ツルハ	災害時における支援協力に関する協定書	生活物資調達	H19.7.26
医療法人医徳会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
社会福祉法人 やすらぎ会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
社会福祉法人 矢本愛育会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
社会福祉法人 慶和会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
社会福祉法人 東松島福祉会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
社会福祉法人 ことぶき会	災害時施設使用に係る協定書	避難場所	H19.9.4
美里町	消防相互応援協定書	消防相互応援協定	H20.5.1
石巻環境保全事業組合	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥処理に関する協定書	し尿・浄化槽汚泥 収集運搬	H20.9.1
社団法人宮城県測量設計業協会石巻支部	災害時における被害状況調査に関する協定書	被害状況調査	H20.10.6
社団法人桃生郡医師会・東松島市医師団	災害時における医療救護活動に関する協定書	医療救護活動	H21.3.26
東北電力石巻営業所	災害時における電力設備の復旧等に関する協定書	電力設備の復旧	H21.4.22

協定者	協定名	協定の種類(概要)	締結月日
石巻地区生コンクリート協同組合	災害時における応急措置の協力に関する協定書	応急措置	H21.8.24
株伊藤園	災害時における飲料供給に関する協定書	飲料供給	H21.10.8
サントリーフーズ株	災害時における飲料供給に関する協定書	飲料供給	H21.10.8
(社)宮城県エルピーガス協会石巻第2支部・株ガス&ライフ	災害時におけるエルピーガス供給協力に関する協定書	エルピーガスの供給	H21.11.4
東松島市アマチュア無線クラブ	災害時におけるアマチュア無線による情報集・伝達協力に関する協定書	情報収集・伝達	H21.12.22
東松島市役所アマチュア無線クラブ	災害時におけるアマチュア無線による情報集・伝達協力に関する協定書	情報収集・伝達	H21.12.22
国土交通省 東北地方整備局	災害時における各種情報交換に関する協定書(現地情報連絡員(リエゾン)2人派遣)	各種情報交換	H22.1.7
株東松島まるせんタクシー 矢本タクシー株式会社	災害時におけるタクシー業務無線による情報収集・伝達に関する協定書	各種情報交換	H22.3.29
独立行政法人国立国際医療研究センター	東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定	復興協定	H23.7.1
東京都大田区	災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定書	災害協定	H23.7.19
埼玉県東松山市	災害時における東松山市と東松島市との相互応援に関する覚書	災害協定	H23.8.26
埼玉県東松山市	災害時における東松山市と東松島市との相互応援に関する協定書	災害協定	H23.11.5
山形県東根市	山形県東根市と宮城県東松島市との災害相互援助協定	災害協定	H23.12.11
宮城県美里町	美里町と東松島市の災害時における相互応援協定	災害協定	H24.3.29
宮城県松島町	松島町と東松島市の災害時における相互応援協定	災害協定	H24.4.24
宮城県大崎市	大崎市と東松島市の災害時における相互応援協定	災害協定	H24.4.26
埼玉県富士見市	富士見市と東松島市の災害時における相互支援協定	災害協定	H24.5.14
独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	復興協定	H24.5.16
一般財団法人 C.W.ニコルアフアの森財団	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	復興協定	H24.7.6
デンマーク王国ロラン市	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	復興協定	H24.7.9
住友林業株	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	復興協定	H24.7.13
佐川急便株東北支社	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	災害協定	予定
山形地区給食事業協会	震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	災害協定	予定

【22】全国からの自治体職員支援

災害応急対応、激甚災害法、災害救助法、被災者生活再建支援法に基づく応急対応及び窓口業務の開設(約 30 の窓口開設)

(1) 応急対応

- ・遺体安置所における警察検死事務補助、家族安否対応
- ・遺体仮埋葬所の管理、土葬、改葬、火葬事務
- ・災害拾得物の管理、保管、引渡し
- ・避難所の開設、管理
- ・支援物資の受け入れ、配布
- ・ガレキ置き場の開設、管理運営
- ・津波流失自動車運搬、管理

(2) 罹災証明の受付発行、罹災台帳管理

- ・罹災判定:一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊、流失
(義援金、生活再建支援金、住宅応急修理、仮設住宅入居の基礎資料)
- ※建物の一棟調査の上判定

(3) 被災証明の発行

- ・高速道路の無料化への対応

(4) 生活再建支援制度

- ・基礎支援金、加算支援金

(5) 住宅応急修理受付及び交付

- ・半壊以上の世帯 52 万円
- ・業者への修理依頼及び補助金事務

(6) 建物解体受付

- ・建設業協会へ依頼

(7) 仮設住宅関係

- ・建設事務、建設適地選定、建設
- ・入居者申し込み、抽選
- ・入居説明会
- ・入居後の事務(建物の不具合、入居者間の問題)処理

(8) 災害復旧査定(土木施設、公共施設、農業施設、水産施設、教育施設等)

- ・全国自治体支援職員延人数 12,000 人日(平成 23 年 12 月末現在)
- ・毎月の人事異動と組織改革(応急対応・復旧対応に併せた形)

【23】復興への一歩

(1) 東松島市震災復旧・復興指針 平成 23 年 4 月 11 日 (震災から 1 か月目)

■項目1: 市民生活復旧・復興の方針【震災復旧対策室設置】

- ①安全で衛生的な住まいの提供と生活再建
(仮設住宅、民間住宅確保、住宅応急修理、被災者台帳整備、生活再建支援金)
- ②災害救助法、福祉施策の早期実施
(義援金、災害弔慰金、災害援護資金の貸付、被災者のケア)
- ③避難所の運営と環境の整備
(食事の円滑提供、物資発注、管理、学校避難所の撤収、二次避難所の確保)
- ④ライフラインの早期復旧、道路確保、排水対策
- ⑤瓦礫の撤去・分別の徹底、流出車両及び船舶の撤去・引渡し・処分、遺体の安置、埋葬、火葬

■項目2: 市街地復興に関する方針【震災復興対策チームの設置】

- ①被災市街地復興推進地域の指定
- ②国土利用計画の見直し
- ③都市計画の見直し
- ④集団移転の調整
- ⑤国による土地買収の調整

(2) 東松島市震災復興基本方針 平成 23 年 6 月 13 日 3 か月目

①復興に向けた基本的な考え方(復興まちづくり計画の策定)

- ①市民生活の安定と再建のための住宅と地域産業の再生
(快適で安全な恒久住宅の整備、壊滅的被害の農業、水産業、商工業の復興、地域経済の早期回復、雇用の維持・確保)
- ②持続可能なまちづくりのための安心・安全な生活環境の構築
(海岸保全計画、河川護岸、避難道路、地域防災力の向上、地域協働再生によるコミュニティ強化)

②推進体制(役所庁内体制の整備)

- ①復興政策部の新規設置(平成 23 年 8 月 1 日)
(復興政策課、復興都市計画課、市民協働課)
- ②移転対策部の新規設置(平成 24 年 1 月 1 日)
(生活再建支援課、用地対策課、震災復旧対策室)

(3) 復興まちづくり計画の策定 総合計画基本計画後期計画の策定

- ①計画の期間:10 年計画 ⇒ 復旧・復興期:5 年 ⇒ 発展期:5 年
- ②将来像、基本方針、分野別取り組み(防災・減災による災害に強いまちづくり)
 - ・多重防御と高台等への集団移転等説明
 - ・災害公営住宅の建設 1,010 戸建設

■ 結語

全国的には、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災、平成16年10月23日の新潟県中越地震、地震以外では、有珠山や雲仙普賢岳の噴火、最近では、霧島連山・新燃岳の噴火、他にも、台風や大雨による水害等々、大災害に見舞われてきました。しかし、どのような災害にも立ち向かい、被災した地域では、すばらしい復興をなし遂げ復興に邁進しております。

東日本大震災は、1,000年に1度の災害と言われておりますが、東松島市と私たちが学んだことは、「**甚大な被害を直視する**」、「**現実起きたことに立ち向かう**」そして、「復興するまであきらめない心」だと思います。

「3.11大震災に立ち向かう「あきらめない心、再び」は、被災した我々も、支援する皆さんも同じ心境だと思っております。

◎復興スローガン

「あの日を忘れずとも未来へ 東松島一心」

この意味は、今までの**まちづくりの理念に加えて、この災害を風化させることなく、教訓とし、東松島市の再構築をする「一つに新しく」して向かう意味と、心一つにして邁進していく「一心」をキーワードとして復興のまちづくりを進める方針となっております。**

震災後、被災者救助から始まり、1つ目にご遺体の仮安置・仮埋葬、2つ目がガレキ処理、3つ目が仮設住宅の確保に取り組んでまいりました。医療、福祉、教育の再開にも全力を傾注してまいりました。応急対応は、部分的には継続が必要ですが、今後は、道路や鉄道等のライフライン、そして壊滅となった産業も含めて震災前に戻す復旧と、災害を教訓とした、より強固な堤防の構築、安全、安心な居住地の整備等々、新たなまちづくりの復興にも取り組むことになっております。

改めて、引き続きのご支援をお願いするとともに、全国の皆様から頂いた多くの支援に感謝を申し上げます。報告とさせていただきます。

平成24年8月1日作成

東松島市復興対策本部



Higashimatsushima

～あの日と忘れずともに未来～

